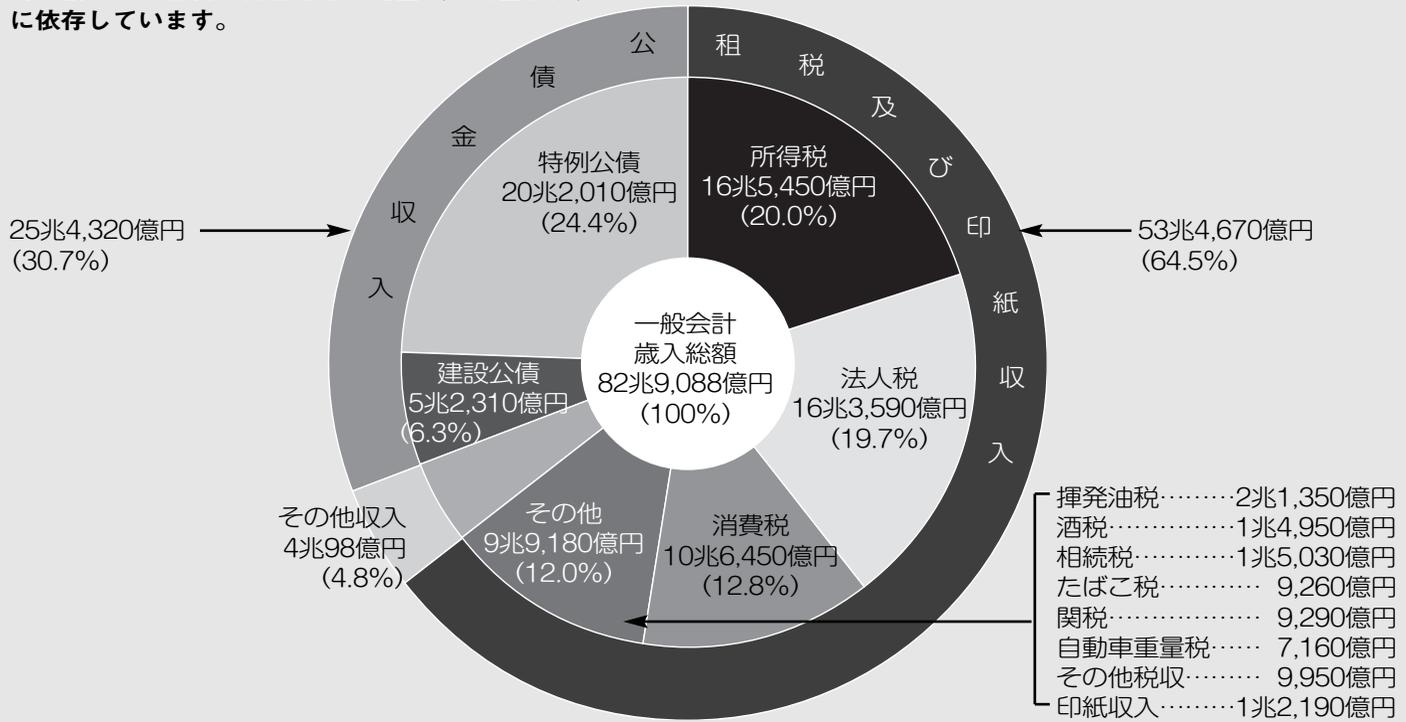


### ◆国の収入（一般会計歳入）平成19年度当初予算

歳入のうち税収でまかなわれているのは6割強にすぎず、約3割は将来世代の負担となる借金（公債金収入）に依存しています。



## 所得税の確定申告に備え

# 税金のしくみについて

## 知識を深めよう

皆さんにとって最も身近で感心があるものといえば、やっぱり税金ではないでしょうか。

わたしたちが安心して生活していくためには、警察、消防、道路、公園など、個人や民間の団体の活動だけではまかなうことのできない公共サービスや公共施設が必要です。国や地方公共団体は、このために社会保障の充実、住宅や道路の整備、教育や科学技術の振興など幅広い活動を行っています。そして国や地方公共団体が活動をするためには、たくさんのお金が必要ですが、その主な財源はわたしたちが納める税金によってまかなわれているのです。国の歳入のうち税収でまかなわれているのは、上記のグラフのとおり6割強にすぎません。

わたしたちは単に義務として税金を納めるのではなく、納税者として税金の仕組みや使い道についても十分に知る必要があります。税金にはさまざまな種類があり、その税率や内容が毎年のように変わっていきます。今回はわたしたちに最も身近な所得税について取り上げたいと思います。

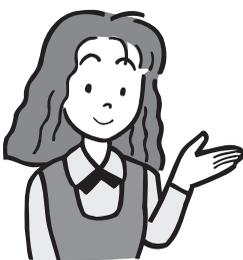
皆さんの所得は、国民健康保険税をはじめとする町の税金、介護保険料または保育料などの算定基礎になります。毎年きちんと確定申告することによって、適切な税金や保険料が計算されますので、必ず確定申告をしてください。

### 所得税とは？

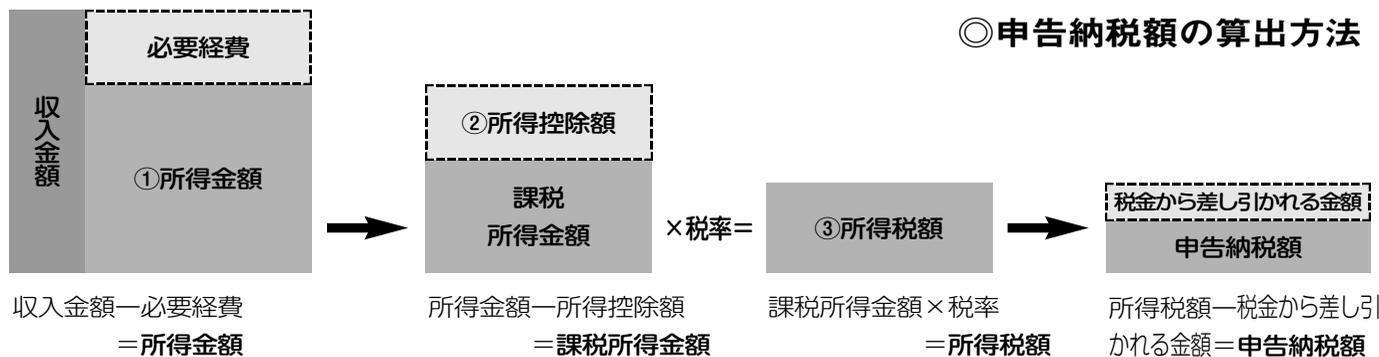
所得税は、わたしたち個人の所得に応じて納める税金です。この所得とは、わたしたちがいろいろな形で得る収入から経費を差し引いた利益ということになります。つまり、わたしたちが会社に勤めて給料をもらったり、商売をして利益を得た場合などには、その金額に応じて所得税を納めることとなります。

ただし、所得税の金額は、所得の金額のみで計算されるものではなく、所得の金額から、基礎控除や配偶者控除、扶養控除などの各種控除を差し引いた残りの金額に応じて計算されることになっています。したがって、所得税はわたしたちの家族構成など、さまざまな状況に応じた配慮が行われることにより、所得金額が各種控除の合計額以下の人は、納めなくてよいようになっています。

所得税は、その年の一月一日から十二月三十一日までの間に得た所得を総合し、それを翌年の確定申告によって税務署へ申告し、納税する仕組みになっています。



### ◎申告納税額の算出方法



#### ① 所得の種類

所得税法でいう所得とは、簡単にいえば、収入から必要経費などを差し引いた残額のことです。  
**所得＝収入金額－必要経費**  
 所得は、その性質によって次の十種類に分かれ、それぞれの所得について、収入や必要経費の範囲あるいは所得の計算方法などが定められています。

- ① 利子所得  
公債、社債、預貯金の利子、合同運用信託や公社債投資信託の収益の分配金
- ② 配当所得  
会社などから受ける利益の配当や公社債投資信託以外の投資信託の収益の分配金など
- ③ 不動産所得  
土地、建物などの不動産の賃貸や地上権または永小作権の設定、船舶（総トン数二〇トン以上）の貸付などから生ずる所得
- ④ 事業所得  
卸小売業、製造業、建設業、医療、農業、漁業、などの事業から生ずる所得
- ⑤ 給与所得  
退職に際し勤務先から支給される退職金、一時恩給など
- ⑦ 山林所得  
保有期間五年超の山林の伐採

たは譲渡による所得

⑧ 譲渡所得  
土地、家屋、機械など本来販売を目的としない資産を譲渡したことにより生ずる所得

⑨ 一時所得

例えば、生命保険契約等に基づく一時金、会社などからの贈与により取得する金品、競馬などの払戻金、クイズの賞金のように、一時的なもので、労務または資産の譲渡、その他役務の対価の性質をもたない所得

⑩ 雑所得

例えば、生命保険契約に基づく年金、作家以外の人が得た原稿料、公的年金など①～⑨までの所得以外の所得



### ◎給与所得の速算表

※給与所得者はこの表を使って給与所得を計算することができます

給与等の収入の金額の合計額		給与所得の金額	
から	まで		
650,999円まで		0円	
651,000	1,618,999	収入金額の合計額から65万円を控除した金額	
1,619,000	1,619,999	696,000円	
1,620,000	1,621,999	970,000円	
1,622,000	1,623,999	972,000円	
1,624,000	1,627,999	974,000円	
1,628,000	1,799,999	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。 (算出金額：A)	
1,800,000	3,599,999		「A×4×70%－180,000円」で求めた金額
3,600,000	6,599,999		「A×4×80%－540,000円」で求めた金額
6,600,000	9,999,999	「収入金額×90%－1,200,000円で」求めた金額	
10,000,000円以上		「収入金額×95%－1,700,000円で」求めた金額	

## ② 所得控除の種類

所得が同額であっても、扶養親族の有無、そのほか個人的事情によって控除力が違ってきます。

そこで、このような個人的事情を加味して、所得から差し引くこととしているのが所得控除で、次の十四種類があります。

- ① 雑損控除  
災害や窃盗または横領によつて、自分や自分と生計を一にする配偶者その他の親族の資産に損害を受けた場合に控除します。
- ② 医療費控除  
自分や自分と生計を一にする配偶者、その他の親族のために医療費を支払った場合に控除します。
- ③ 社会保険料控除  
自分や自分と生計を一にする配偶者、その他の親族の負担すべき健康保険や国民年金、介護保険などの保険料を支払った場合に控除します。
- ④ 小規模企業共済等掛金控除  
事業の廃止などに備えるための小規模企業共済掛金および心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合に控除します。
- ⑤ 生命保険料控除  
1 自分や自分の配偶者、その他の親族を保険金受取人とする生命保険料を支払った場合に控除します(生命保険契約等に基づき、余剰金の分配や割戻金の割戻しを受けたときは、その額を支払った保険料から控除します)。  
2 一定の要件に該当する個人年金保険契約等に係る保険料を支払った場合に控除します。
- ⑥ 地震保険料控除  
自分や自分と生計を一にする配偶者、その他の親族が所有する家屋で、常時居住用に使つているものや、生活用動産を保険の目的とし、かつ、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害について生じた損失の額を補てんする保険金等が支払われる一定の損害保険契約等の保険料や掛金を支払った場合に控除します。
- ⑦ 寄付金控除  
国、地方公共団体、財務大臣が指定した公益法人、認定NPO法人、政党、政治資金団体などに対して寄付をした場合に控除します。
- ⑧ 障害者控除  
自分または自分の控除対象配偶者や扶養親族が一定の障害者である場合に控除します。
- ⑨ 寡婦(寡夫)控除  
1 寡婦  
次の(1)または(2)のいずれかに該当する場合に控除します。  
(1) 夫と死別または離婚した後再婚していない人や夫の生死の明らかでない人で、扶養親族または所得の合計額が三十八万円以下の生計を一にする子を有する人  
(2) 夫と死別した後婚姻をしていない人や夫の生死の明らかでない人で、所得の合計額が五百万円以下の人  
2 寡夫  
妻と死別し、もしくは妻と離婚した後再婚していない人または妻の生死の明らかでない人で、所得の合計額が三十八万円以下の生計を一にする子を有し、所得の合計額が五百万円以下の場合に控除します。
- ⑩ 勤労学生控除  
学校教育法第一条の学校の学生、生徒または児童および一定の課程を履修する各種学校の生徒で、自分の勤労による所得のある人のうち、勤労によらない所得が十万円以下であり、さらにそれらを含めた所得の合計額が六十五万円以下(給与所得だけの場合にその収入金額が百三十万円以下)である人の場合に二十七万円を控除します。
- ⑪ 配偶者控除  
自分と生計を一にする配偶者があり、しかも、その配偶者の所得の合計額が三十八万円以下(給与所得だけの場合にはその収入金額が百三万円以下)の場合に控除します。
- ⑫ 配偶者特別控除  
合に控除します。  
所得の合計額が一千万円以下で、かつ控除対象配偶者以外の配偶者(所得の合計額が三十八万円超七十六万円未満の者)を有する場合に、その配偶者の所得の合計額に応じて三万円〜三十八万円を控除します。
- ⑬ 扶養控除  
自分と生計を一にする親族(配偶者以外)または児童福祉法により養育を委託された児童(いわゆる里子)および老人福祉法により養護を委託された老人があり、しかもその親族、児童、老人の所得の合計額が三十八万円以下(給与所得だけの場合にはその収入金額が百三万円以下)である場合に控除します。
- ⑭ 基礎控除  
すべての人が受けられる控除ですべての人が受けられる控除で控除額は三十八万円です。

## ③ 所得税額の計算

所得税は課税所得金額(課税所得金額Ⅱ所得控除)に対して税率が適用されることになり、税率は所得が多くなるにしたがって段階的に高くなり、納税者がその支払い能力に応じて公平に税を負担する仕組みになっています。課税所得金額により次の表のとおりとなります。

課税所得金額	税率 (%)	控除額 (円)
195万円未満	5	—
195万円以上 330万円未満	10	97,500
330万円以上 695万円未満	20	427,500
695万円以上 900万円未満	23	636,000
900万円以上 1,800万円未満	33	1,536,000
1,800万円以上	40	2,796,000

(計算例) 課税所得金額が500万円の場合には、税額は次のようになります。

**5,000,000円 × 20% - 427,500円 = 572,500円**

課税所得金額    税率    控除額    所得税額

**Q** パート収入はいくらまで税金がかからないか

配偶者の収入がパート収入だけの場合、一般的には税金の面で次の三つのことが問題になります。

**(1) 配偶者本人の所得税の問題**

パート収入は通常、給与所得となります。したがって、年収から給与所得控除を差し引いた残額が給与所得の金額になります。給与所得控除額は最低で六十五万円です。すなわち、所得税の場合には基礎控除三十八万円をプラスした百三十三万円以下でほかに所得がなければ税金はかかりません。

**(2) 配偶者控除の問題**

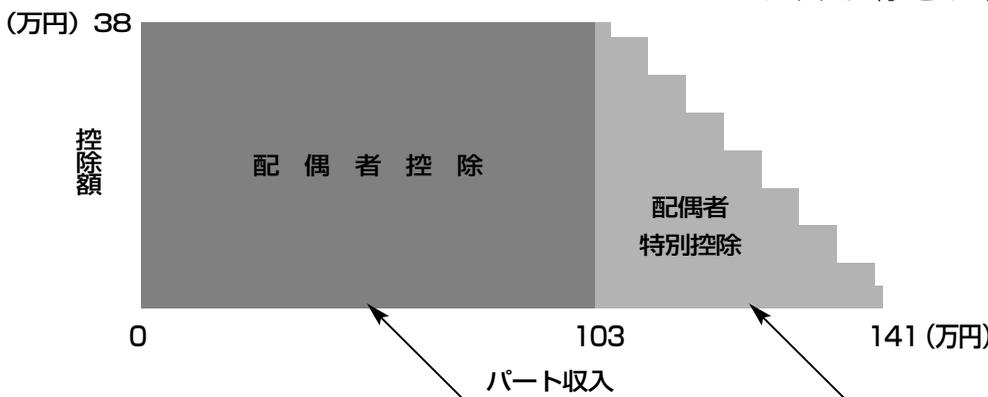
例えば、妻の合計所得金額が三十八万円以下であれば、夫は所得税の配偶者控除を受けることができます。つまり、妻の収入がパート収入だけの場合、その収入が百三十三万円以下であれば、給与所得控除額の六十五万円を差し引くと以下となり、配偶者控除が受けられるようになります。

**(3) 配偶者特別控除の問題**

所得税の配偶者特別控除が受けられる要件は次の二つです。  
 ① 年間の所得金額が一千万円以下であること。  
 ② 配偶者の所得金額が三十八万円超七十六万円未満であること。

このことから、①の要件に該当する場合には、配偶者のパート収入が百三十三万円超（三十八万円＋給与所得控除額六十五万円）百四十一万円未満（七十六万円＋給与所得控除額六十五万円）で、ほかに所得がなければ配偶者特別控除を受けることができます。配偶者特別控除の金額は、配偶者の所得の金額により異なっており、三十八万円から段階的に少なくなっていくます。

◎配偶者控除と配偶者特別控除の関係



配偶者のパート収入	配偶者控除額	配偶者特別控除額
103万円以下	38万円	—
103万円超 105万円未満	—	38万円
105万円以上 110万円未満	—	36万円
110万円以上 115万円未満	—	31万円
115万円以上 120万円未満	—	26万円
120万円以上 125万円未満	—	21万円
125万円以上 130万円未満	—	16万円
130万円以上 135万円未満	—	11万円
135万円以上 140万円未満	—	6万円
140万円以上 141万円未満	—	3万円
141万円以上	—	—

## 農業の申告時に 準備するもの

農家の方々が確定申告をするために役場へ来るときは、必ず①**収支内訳書**を記入し、持参しなければなりません。

また、リンゴを栽培している方は収支内訳書のほかに、②**りんご収入金額明細書**も記入し、併せて持参しなければなりません。収支内訳書の必要経費については、あくまでも農業にかかわる支払いに関してだけ記入するもので、それ以外は経費としては認められませんので十分注意してください。

また、収支内訳書やりんご収入金額明細書を未記入で、領収書だけを持って申告してきた場合は、受付が後回しになる恐れがありますので、必ず記入してからくるようお願いいたします。

※①、②の用紙は役場税務会計課窓口に用意してありますので、いつでもお越しください。

来年一月中旬からは、役場で申告の受付が始まります。行政区ごとに申告口を決めてありますので、一月に毎戸配布する日程表をご覧くださいの上、できるだけ自分の行政区の該当口で申告してください。

### ① 収支内訳書

年 分

---

収支内訳書作成資料



鶴田町役場

#### 収支内訳書作成明細書

1 収入金額

品名	農協取扱分(A)	農協以外分(B)	合計(A+B)
米	円	円	円
りんご	<small>(別紙、りんご収入金額の明細書の3「収入金額の合計額を記入のこと」)</small>		
野菜			
ぶどう			
大豆			
合計			

2 必要経費

品名	数量(C)	見積単価(D)	金額(C×D)
米	kg	円	円
りんご	<small>(別紙、りんご収入金額の明細書の2の2を記入のこと)</small>		
合計			

3 収入

名	金額	名称	金額
受取共済金	円	とも補償金	円
協賛費		協賛費	
自主流通米清算金			
作業受託料			
水田改善推進費			
収入合計			

4 必要経費

科目	支払明細	支払金額
① 雇人費	<small>(支払先の住所、氏名及び金額等)</small>	
② 小作料・賃借料	<small>(支払先の住所、氏名及び金額等)</small>	
③ 減価償却費	<small>(別紙、減価償却費の合計額を転記してください)</small>	
④ 貸倒金		
⑤ 利子割引料		

収支内訳書の内容は、収入金額の欄と必要経費の欄と大きく二つに分かれています。

収入金額の欄は次の三つにわかれています。

● **販売金額**

コメ、野菜、ブドウ、大豆などの販売金額を記入。

● **家事消費・事業消費**

家で食べるために残しておいたコメ、野菜などを金額に換算して記入。

● **雑収入**

水稲・果樹共済金、とも補償金、自主流通米清算金などの受け取りがあった場合記入。

必要経費の欄は項目ごとに分類されているので、領収書を項目ごとにきちんと整理して記入しましょう。

● **雇人費**

常時雇用、臨時雇人などの労賃(同居する親族への支払いは経費になりません)

● **小作料・賃借料**

農地や農機具の賃借料、農協の共同施設利用料、支払小作料。

● **減価償却費**

農業に使用している建物や車両、農機具の償却費。

● **貸倒金**

売掛金などが入ってこない見込みのない貸し倒れ損失。

● **利子割引料**

農業のために借り入れた(農地の取得資金や農業機械の購入資金を借り入れた場合など)資金の支払利息

● **租税公課**

事業に使用している土地、建物の固定資産税、農業機械や農業に使用している車両の自動車税(取得税、重量税を含む)、農業に関する会費や負担金、農協組合費など。

● **土地改良費**

土地改良事業の費用や客土費用など。

● **動力光熱費**

農業のために使用した燃料費、電気料など。

● **農業共済掛金**

水稲・果樹・農業用建物などにかかわる共済掛金や農業用自動車の任意保険料。

● **修繕費**

農業に使用している施設や車両、農機具などの修理要した費用。

● **車検等**

事業用車両について車検整備した場合、一括で記入。

● **農業衛生費**

農業の購入費用、共同防除費。

● **諸材料費**

りんご箱、袋、反射シート、育苗箱、剪定はさみ、ビニールなどの購入費用。

● **諸材料費**

※ここにあげた項目以外にも農業に関する支出は必要経費として認められますので、分からないときは申告時に相談してください。

## ②りんご収入金額明細書

平成19年分 りんご収入金額明細書 (H19. 1. 1~H19. 12. 31)									
仕切書		有・無		世帯識別		-		-	
町内名				氏名					

1. 平成18年産(前年)りんご精算状況(平成18年産のりんごが平成19年1月以降に精算された分)									
品種	① 前年の精算未了及び棚卸在庫分の合計(前年)		② 精算販売額(①のうち)		③ 精算販売(B)以外の贈答品・家事消費		④ 精算増減額		りんご作付面積
	数量(箱)	前年予想額(円)	販売先名(住所)	数量(箱)	金額(円)	数量(箱)	金額(円)	(②+③)-① (円)	
【合計】									

2. 平成19年産(現年)りんご販売状況等(⑦と⑧については、平成20年分りんご収入明細書で精算)									
⑤平成19年産中に販売精算の終了した分					⑦精算未了分(平成19年12月末現在)				
品種	販売先名(住所)	数量(箱)	金額(円)		品種	販売先名	予想単価	数量(箱)	販売予想額(円)
加工用									
【合計】									

⑥家事消費・贈答品(家で消費する分、よそにあげる分)				⑧棚卸在庫分(平成19年12月末現在)			
品種	予想単価	数量(箱)	金額(円)	品種	予想単価	数量(箱)	販売予想額(円)
【合計】							

3. 平成19年分のりんごの収入金額	
区分	金額(円)
平成18年産の精算増減額	④
平成19年産の販売精算金額	⑤
平成19年産の家事消費品消費額	⑥
平成19年産の精算未了販売予想額	⑦
平成19年産の棚卸在庫販売予想額	⑧
合 計	

(収支計算書に記入)

青色申告制度とは、一般の記帳より水準の高い記帳をし、その帳簿に基づいて正しい申告をすること、所得の計算などについて有利な取扱いが受けられる制度で

### Q 青色申告制度とは

りんご収入金額明細書の裏面には、記入例が詳しく記載されていますので、参考にしてください。

販売したりんごは品種別、販売先別に数量と金額を記入します。農協や市場へ販売したときの仕切書は、申告時に必ず持参してください。

りんご収入金額明細書は、前年産りんご清算状況と現年産りんご販売状況を分けて、記入するようになっています。

1 平成十八年産(前年)りんご清算状況(平成十八年産のりんごが平成十九年一月以降に清算された分)には、十八年の申告時に記入した販売予想額と実際に販売した額を記入し、差額の清算を記入します。

2 平成十九年産(現年)りんご販売状況等には、①平成十九年中に販売清算終了した分、②清算未了分(平成十九年十二月末現在)、③家事消費・贈答品分、④棚卸し在庫分(翌年一月以降に出荷するために保管してある分)にきちんと分けて、記入します。

③純損失の繰越しと繰戻し  
事業所得などが赤字になり、純損失が生じたときは、その損失額を翌年以降三年間にわたって所得から差し引くことができます。また、純損失の繰越しに代えて損失額を前年の所得から差し引き、前年分の所得税の還付を受けることもできます。

①青色申告特別控除  
正規の簿記の原則に従い記録し、損益計算書とともに貸借対照表を添付した申告書を期限内に提出した場合で、一定の要件を満たすと最高六十五万円を控除することができます。

②青色事業専従者給与の必要経費算入  
青色申告者と生計を一にしている配偶者やその他の親族で一定の要件に該当する者(青色事業専従者)に支払った給与は、あらかじめ税務署に届け出した金額の範囲内で、必要経費とすることができます。

●青色申告をすることができず、事業所得などのある方は、青色申告をしようとする方は、前年の三月十五日までに「青色申告承認申請書」を税務署に提出してください。

●青色申告には多くの特典がありますが、その主なものは次のとおりです。

## ◎広報つるた 有料広告募集のお知らせ

町では4月から広報つるたに有料広告の掲載を始めました。毎月の発行部数は約5,000部で、全町に配布され多くの町民の方が目にします。広告を掲載したい企業・団体は、役員企画課に申請書を用意しておりますのでご連絡ください。

問い合わせ先…企画課 広報国際係 ☎22-2111 内線264

●広告の規格・掲載料  
◎広告1号 1万円(縦40mm×横85mm)  
◎広告2号 2万円(縦40mm×横180mm)

●申し込み期限  
掲載したい月の前々月の末日までに、申請書に広告原稿を添えてお申し込みください。申請後は広報紙広告掲載審査会で広報発行規則に従い掲載の可否を決定します。